

阿波市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月

阿波市

はじめに

日本は世界でも有数の地震国であり、今日までに起こった多くの地震により、我々の生活は多大な被害を受けています。なかでも平成7年1月17日午前5時46分に発生した「阪神・淡路大震災」*1は、地震による建物の倒壊、火災により多くの尊い人命を奪い、都市に甚大な被害をもたらしました。地震発生時刻が早朝であり、多くの人が就寝中であったことから、耐震性の低い建物の倒壊によって亡くなられた方が全体の8割を占めるといわれています。建築物の被害の傾向をみると、現行の耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建築された建築物に被害が多く見られたものの、それ以降に建築された比較的新しい建築物の被害の程度は小さかったため、現行の耐震基準は概ね妥当であると考えられています。*2

こうした状況を踏まえ、同年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行されました。この法律により、耐震診断及び耐震改修の積極的な普及が望まれました。しかし、近年、新潟中越地震や福岡県西方沖地震など大規模な地震が発生しているように、今後いつ東海地震や東南海・南海地震、首都圏直下地震が発生してもおかしくない状況といわれており、これまでも増して早急な建物の耐震化が必要とされています。そうした中、平成18年1月26日には「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この改正により旧法の特定建築物規模要件の引き下げや、道路閉塞させる住宅・建築物が指導等の対象に追加されました。また、法改正に併せて策定された国の基本方針においては、具体的な耐震化の目標が定められ、地震による被害の低減を目指すものとなっており、徳島県においても目標が設定されています。

本市においても、今後30年以内に50%の確率で発生すると予測されている南海地震に備え、「徳島県耐震改修促進計画」を踏まえ、建築物の計画的な耐震改修を促し、もって大地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命・財産を守ることを目的とした「阿波市耐震改修促進計画」を策定するものです。

*1. 阪神・淡路大震災の概要
平成7年1月17日午前5時46分、マグニチュード7.2震源の深さ14Kと推定された地震が突如起きた内陸直下型（活断層）で神戸と洲本で烈震の震度6を記録一宮町を含む淡路島をはじめ、神戸、芦屋、西宮、宝塚（つか）の一部区域では我が国で初めて震度7の「激震」と判定されている。震源地は淡路島の北部の北緯34度36分東経135度03分で余震は1,800回を越し、有感地震は200回を超えています。地震の特徴は活断層による大きなエネルギーが一挙に爆発したタイプで振幅は最大18cmと史上最大の揺れを観測された。（阪神・淡路大震災関連情報データベース <http://sinsai.fdma.go.jp/search/> より引用）

*2. 建設省の建築震災調査委員会中間報告（平成7年7月28日）による。

目 次

はじめに	1
目 次	2
第1章 計画の基本方針	3
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	8
概 要	8
[1] 想定される地震の規模、被害の状況	9
[2] 耐震化の現状と目標設定	14
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	19
概 要	19
[1] 耐震診断・改修に関わる基本的な取組方針	20
[2] 耐震診断・改修の促進を図るための支援策	22
[3] 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	23
[4] 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	23
[5] 地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項	24
[6] 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	24
[7] 重点的に耐震化すべき区域の設定	24
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識普及に関する事項	25
概 要	25
[1] 地震ハザードマップの作成・公表	26
[2] 相談体制の整備	26
[3] パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	26
[4] リフォームにあわせた耐震改修の誘導策	26
[5] 家具の転倒防止の推進	26
[6] 自主防災組織、自治会等との連携に関する事項	27
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項	28
概 要	28
[1] 特定建築物の現状把握と対策	29
[2] 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要	29
[3] その他	29

第1章 計画の基本方針

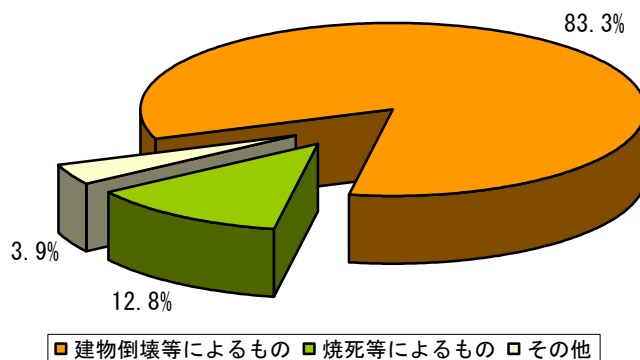
(1) 計画の目的

本計画は、地震災害に対する建築物の防災対策を推進する上で重要な意味を持つ建築物の耐震改修を促進することで、地震時において建築物の倒壊等による被害の低減を図ることを目的とします。

(2) 耐震改修の必要性

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において多数の犠牲を出す最大の要因となったのが、昭和56年以前に建築されたいわゆる既存不適格住宅の倒壊による圧死等であり、これによる死者数が全死者数の8割以上を占めました。さらに、住宅密集市街地等において建物の倒壊に加えて発生した火災による死者数が全体の1割強を占めています。

図1-1-1 阪神・淡路大震災における犠牲者（神戸市内）の死因
※「平成18年版 防災白書」内閣府編より



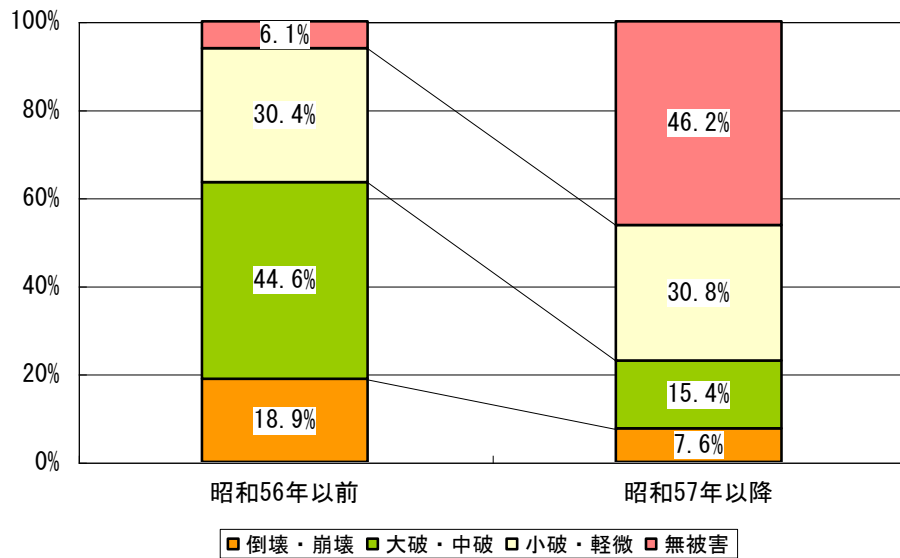
これらを教訓として、阪神・淡路大震災以降様々な対策が講じられてきており、災害対策基本法の改正や防災基本計画の抜本的な見直しが行われたのをはじめ、地震防災対策特別措置法、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の制定、公共施設の耐震基準の見直し等による建築物等の耐震性の強化や都市の不燃化の推進、内閣情報集約センターの設立や地震防災情報システム（DIS）の整備による初動体制の強化等、さまざまな施策の推進が図られています。

建物の耐震改修の必要性を考えると、ひとつは地震災害時に我々自身の安全を守ることがあげられます。特に公共性の高い建物の場合には、その所有者自身の安全はもちろんのこと、利用者の安全を守る義務も発生します。こうしたことから、耐震改修促進法では一定の規模要件を満たす建物を特定建築物とし、その所有者に対して所管行政庁は耐震改修の指導や指示ができるようになっていきます。

次に、2次災害の発生を防ぐという目的があります。特に密集市街地においては、建物倒壊による火災発生により、風速によっては延焼が広がり被害が拡大します。地震時には消防機関による消火が困難となることが想定され、死者数が増加する可能性があります。また同様に建物の倒壊は緊急輸送道路の閉塞を生み、初期救助や救援物資の輸送に悪影響をもたらします。こうしたことから建物の倒壊を防ぎ、緊急輸送道路を確保することは、2次災害を最小限に抑える上で重要となります。

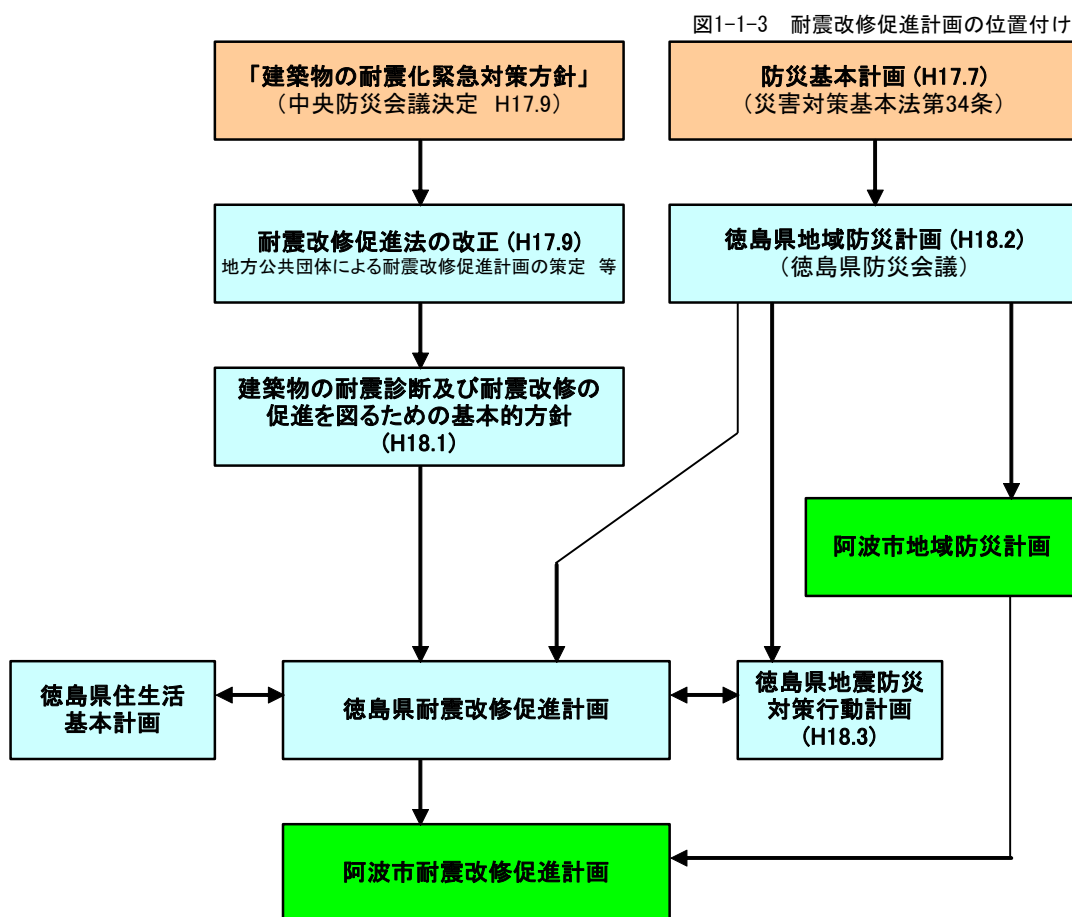
最後に、建物の耐震化は財産を守るという目的があります。住宅を例にあげて説明しますと、図1-1-2は昭和56年以前と以降に分けて住宅の被害を表したものです。昭和56年以前に建てられたいわゆる既存不適格住宅の場合、中破以上の被害が全体の63.5%にのぼり全体の半数を超えています。これらの住宅については被災後の使用は難しいと考えられ取り壊しを余儀なくされます。その場合に発生する多額の損失を考えれば、先行投資によって損失を最小限に留めることは重要です。

図1-1-2 建設年別の住宅の被害状況
※「平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告」より



(3) 計画の位置付け

「阿波市耐震改修促進計画」は下図に示す通り、平成17年9月の耐震改修促進法の改正（以下「改正耐震改修促進法」）により、「徳島県耐震改修促進計画」に基づき策定するものであり、防災基本計画による「阿波市地域防災計画」との連携も必要となります。



なお、我が国では図示した以外にも、災害対策基本法をはじめとする次の関係法律によって災害対策が推進されています。

【基本法関係】

1. 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2. 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
3. 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）
4. 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）
5. 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
6. 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）

7. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）
8. 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）
9. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

【災害予防関係】

1. 河川法（昭和39年法律第167号）
2. 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）
3. 海岸法（昭和31年法律第101号）
4. 砂防法（明治30年法律第29号）
5. 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
6. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
7. 森林法（昭和26年法律第249号）
8. 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）
9. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
10. 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）
11. 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）
12. 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第72号）
13. 建築基準法（昭和25年法律第201号）
14. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
15. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）
16. 気象業務法（昭和27年法律第165号）

【災害応急対策関係】

1. 消防法（昭和23年法律第186号）
2. 水防法（昭和24年法律第193号）
3. 災害救助法（昭和22年法律第118号）

【災害復旧・復興，財政金融措置関係】

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
2. 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）
3. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
4. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
5. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
6. 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
7. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
8. 鉄道軌道整備法（昭和28年法律第169号）
9. 空港整備法（昭和31年法律第80号）
10. 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）
11. 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年法律第43号）
12. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）
13. 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）

14. 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）
15. 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）
16. 森林国営保険法（昭和12年法律第25号）
17. 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）
18. 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）
19. 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）
20. 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）
21. 住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）
22. 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）
23. 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

【組織関係】

1. 消防組織法（昭和22年法律第226号）
2. 海上保安庁法（昭和23年法律第28号）
3. 警察法（昭和29年法律第162号）
4. 自衛隊法（昭和29年法律第165号）
5. 日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

概要

[1] 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 東南海・南海地震

東南海・南海地震の今後30年での発生確率:50~70%

想定される地震の規模:マグニチュード8クラス 震度5強~震度6弱

想定される被害:死者数 約60人 建物の全壊数 約740棟

(2) 直下型地震

想定される地震の規模:マグニチュード6.5~6.9

想定される被害(最大):死者数 約20人 建物の全壊数 約270棟

[2] 耐震化の現状と目標設定

(1) 住宅

平成15年度末時点で、居住世帯のある住宅約1万9千棟のうち、耐震性がある住宅は約7千棟で耐震化率は35.3%となります。

今後10年で南海地震発生時の揺れによる死者ゼロを目指すことを目標としていることから、「徳島県耐震改修促進計画」を踏まえ、倒壊等の恐れのある住宅全ての耐震性向上を目指します。

(2) 特定建築物

平成18年1月現在で、耐震改修促進法で定められている特定建築物(一定規模要件を満たす建物)は43棟あり、そのうち耐震性がある建物は14棟で、耐震化率は32.6%となります。

このうち、災害時に重要な機能を果たす建築物については、「徳島県耐震改修促進計画」を踏まえ、今後10年で耐震化率90(100)%を目指します。

(3) 市有施設

平成18年4月現在で、防災拠点等となる市有施設は22施設28棟で、そのうち耐震性がある建築物は6棟あり、耐震化率は21.4%となります。

「徳島県耐震改修促進計画」を踏まえ、平成27年度末までに100%の耐震化を目指します。

耐震化の現状
平成18年3月末現在

建物用途	戸数又は棟数	左のうち耐震性有り			耐震化率
		1981年以前	1982年以降	小計	
住宅	18,863 棟	0 棟	6,659 棟	6,659 棟	35.3%
特定建築物	43 棟	0 棟	14 棟	14 棟	32.6%
市有施設(防災拠点等)	28 棟	0 棟	6 棟	6 棟	21.4%

[1] 想定される地震の規模、被害の状況

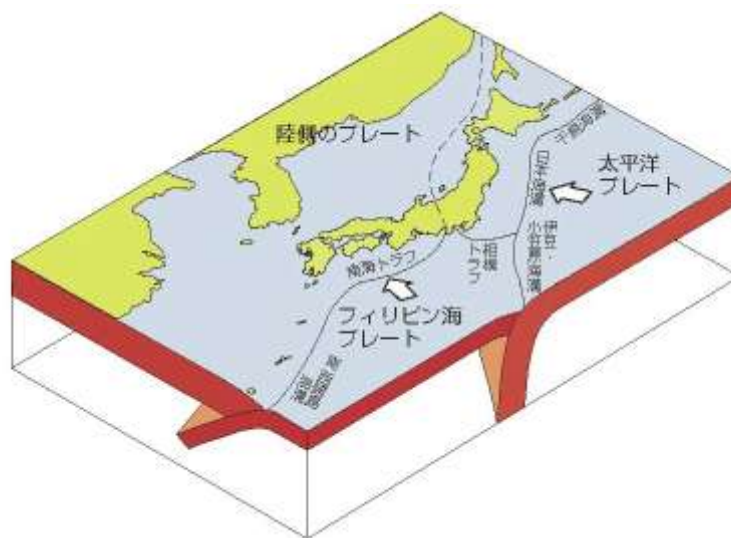
(1) 東南海・南海地震

イ. 地震規模

「徳島県地震動被害想定調査」（2005年3月）によれば、将来徳島県に影響を及ぼすと考えられている地震活動には、南海トラフを原因とする『東南海・南海地震』（海溝型地震）と活断層を原因とする『中央構造線等の活動に起因する地震』（直下型地震）があります。このうち、ここでは『東南海・南海地震』を考えます。

『東南海・南海地震』とは、南海トラフ沿いの遠州灘西部から紀伊半島沖を経て土佐湾までの地域で、フィリピン海プレートが陸側のプレートに潜り込み、陸側のプレートの変形が限界に達したとき、元に戻ろうとして発生する海溝型地震です。歴史的に見て100～150年間隔でマグニチュード8クラスの地震が発生し、最近では昭和19年及び21年にそれぞれ発生していることから、今世紀前半にも発生するおそれがあるとされています。

図2-1-1 日本列島とその周辺のプレート
※「平成18年版 防災白書」内閣府編より



『東南海・南海地震』の発生確率は、地震調査研究推進本部において次のように発表されています。

表2-1-2 海溝型地震の長期評価の概要
算定基準日（2007年1月1日）

領域又は地震名		長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)		地震発生確率		
				10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフの地震	南海地震	8.4前後	同時 8.5前後	10%程度	50%程度	80%～90%
	東南海地震	8.1前後		10%～20%程度	60%～70%程度	90%程度

徳島県における地震の規模は、東南海と南海地震が連動して発生した場合も、南海地震が単独で発生した場合もほぼ同様で、本市では震度5強から6弱と予測されています。下の図は東南海・南海地震が連動して発生した場合の地震の揺れの強さを示したものです。

図2-1-3 東南海・南海地震の震度分布
※「平成16年度 徳島県地震動被害想定調査」より



ロ. 人的被害

東南海・南海地震連動及び南海地震では、多くの人々が住宅内にいる冬5時に人的被害が最大となり、死者は約60人、負傷者は約350人となります。冬18時の場合、火災による負傷者が発生しますが、揺れによる建物倒壊での死傷者が5時に比べて少なくなります。

表2-1-4 要因別人的被害予測結果概数(東南海・南海地震連動及び南海地震)
※「徳島県地震動被害想定調査」より

季節時刻	要因	山・がけ崩れ	揺れ	津波	火災	合計
冬5時	死者	0	57		0	57
	負傷者	0	354		0	354
	重傷者	0	28		0	28
	重篤者	0	7		0	7
	要救助者	5	136			141
秋12時	死者	0	37		0	37
	負傷者	0	209		0	209
	重傷者	0	17		0	17
	重篤者	0	4		0	4
	要救助者	10	81			91
冬18時	死者	0	38		0	38
	負傷者	0	242		1	243
	重傷者	0	19		0	19
	重篤者	0	4		0	4
	要救助者	7	93			100

※火災は強風時の場合

ハ. 建築物被害

「徳島県地震動被害想定調査」によると、建築物被害の要因は下表の分類に分けられ、「冬朝5時」「秋昼12時」「冬夕18時」において建物被害(全壊)の状況を示しています。

東南海・南海地震連動及び南海地震では、「山・がけ崩れ」「揺れ」「液状化」「津波」それぞれの被害は、発生する時期によらず同じ数を示しています。しかし、冬夕18時発生の場合には、「火災被害」が若干数発生すると予測され、結果としてこの時期の全体被害が最も大きくなります。

要因ごとの被害数を冬夕18時の場合で比較すると、本市では揺れによる被害が約700棟で最も多く、次いで液状化による被害の約40棟、山・がけ崩れ、火災による被害の若干数の順になります。

表2-1-5 要因別建物被害棟数(全壊)(東南海・南海地震連動及び南海地震)
「徳島県地震動被害想定調査」より

要因 時期	山・がけ崩れ	揺れ	液状化	津波	火災	合計
	冬朝5時	若干数	約700	約40		0
秋昼12時	若干数	約700	約40		0	約740
冬夕18時	若干数	約700	約40		若干数	約740

単位(棟)

(2) 直下型地震

イ. 地震規模

徳島県地震動被害想定調査によると、2000年鳥取県西部地震や2004年新潟県中越地震に代表される、今までに考慮されていない地震が今後も発生する可能性があるとして、東南海・南海地震連動及び南海地震とは別に、直下で発生する地震を「全国どこでも起こりうる直下地震(M6.9)」として位置付けて注意を促しています。

直下型地震が発生した場合の地震の規模は、マグニチュード6.5～6.9と考えられています。

ロ. 人的被害

東南海・南海地震連動及び南海地震の場合と同様に、多くの人々が住宅内にいる冬5時に人的被害が最大となり、本市では死者は約20人、負傷者は約160人となります。

表2-1-6 要因別人的被害予測結果概数(直下型地震)
※「徳島県地震動被害想定調査」より

季節時刻	要因	山・がけ崩れ	揺れ	津波	火災	合計
冬 5時	死者	0	21		0	21
	負傷者	0	158		0	158
	重傷者	0	10		0	10
	重篤者	0	2		0	2
	要救助者	2	47			49
秋 12時	死者	0	13		0	13
	負傷者	0	90		0	90
	重傷者	0	7		0	7
	重篤者	0	0		0	0
	要救助者	3	25			28
冬 18時	死者	0	15		0	15
	負傷者	0	107		0	107
	重傷者	0	7		0	7
	重篤者	0	1		0	1
	要救助者	2	32			34

ハ. 建築物被害

直下型地震も東南海・南海地震連動及び南海地震と同様に、「山・がけ崩れ」「揺れ」「液状化」「津波」それぞれの被害は、発生する時期によらず同じ数を示しています。一方、液状化による被害が最も多い点が、東南海・南海地震連動及び南海地震と異なります。

要因ごとの被害数を冬夕 18 時の場合で比較すると、本市では揺れによる被害が約 240 棟で最も多く、次いで液状化による被害の約 30 棟、火災、山・がけ崩れによる被害の若干数の順になります。

表2-1-7 要因別建物被害棟数（全壊）（直下型地震）
「徳島県地震動被害想定調査」より

要因 時期	山・ がけ崩れ	揺れ	液状化	津波	火災	合計
5時	若干数	約 240	約 30		0	約 270
12時	若干数	約 240	約 30		0	約 270
18時	若干数	約 240	約 30		若干数	約 270

単位(棟)

[2] 耐震化の現状及び目標の設定

ここでは、住宅・土地統計調査、建築着工統計、県及び本市の資料を整理分析し、耐震化の現状を把握します。

また、本市では、国の定める住宅及び特定建築物の耐震化の目標を参考に、現状を踏まえた上で、耐震化の目標を設定します。今後この目標を元に整備プログラムを作成し積極的な建物の耐震化を推し進めます。

なお、ここで定めた目標は今後の進捗状況に応じ、概ね5年で検証し再設定することとします。

(1) 住宅

平成15年の住宅・土地統計調査によると、本市の住宅の耐震化の状況は表2-2-1のとおり、住宅約19,000棟のうち、耐震性がある住宅は約7,000棟で耐震化率は35.3%となります。

地震発生時の被害を軽減するためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、耐震改修に対する工事費補助や借入に対する利子補助などの支援事業、耐震改修促進税制による支援制度など、広く市民にPRし、住宅の耐震化を促進するものとします。

徳島県耐震改修促進計画を踏まえ、今後10年で（平成27年度末）で、倒壊等の恐れのある住宅全ての耐震性向上を目指します。

表2-2-1 住宅の耐震化の現状と目標
(平成15年住宅・土地統計調査による)

区分	昭和56年(1981年)以降の住宅①	昭和55年(1980年)以前の住宅②		住宅数④ (①+②)	耐震性有住宅数⑤ (①+③)	現状の耐震化率(%) (平成15年度末) (⑤/④)
		うち耐震性なし	うち耐震性有③			
木造	4,788	10,859		15,647	4,788	30.6
		10,859				
		0				
非木造	1,871	1,345		3,216	1,871	58.2
		1,345				
		0				
合計	6,659	12,204		18,863	6,659	35.3
		12,204				
		0				

単位(棟)

表2-2-2 本市における徳島県木造住宅耐震化促進事業の実績

事業名	H16	H17	H18	合計
木造住宅耐震診断事業	50	20	20	90
木造住宅耐震改修事業	0	3	2	5

単位(戸)

(2) 特定建築物

集計したデータの中で、耐震改修促進法第6条に基づく特定建築物^{*3}について抽出した結果を表2-2-3に示します。

本市内の特定建築物の棟数は43棟で、そのうち耐震性が有ると確認されている建築物が14棟あり、耐震化率は32.6%となります。

*3. 表2-2-3に示す建築用途で延床面積が1,000㎡以上かつ3階建以上の建物。
ただし、体育館(一般の用に供されるもの)は、延床面積が1,000㎡以上かつ1階建て以上の建物となり、老人ホーム、老人福祉施設等は、延床面積が1,000㎡以上かつ2階建以上の建物、幼稚園・保育所は延床面積が500㎡以上かつ2階建以上の建物。
また、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物については、面積・階数の規定なし

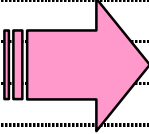
表2-2-3 特定建築物の耐震化の現状
平成18年1月現在

建物用途	棟数	左のうち耐震性有り			耐震化率 (%)
		1981年 以前	1982年 以降	小計	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校 若しくは養護学校	19	0	4	4	21.1%
上記以外の学校	0	0	0	0	—%
体育館(一般公共の用に供されるもの)	4	0	2	2	50.0%
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	0	0	0	0	—%
病院・診療所	3	0	3	3	100.0%
劇場、観覧場、映画館、演芸場	0	0	0	0	—%
集会場、公会堂	1	0	0	0	0.0%
展示場	0	0	0	0	—%
卸売市場	0	0	0	0	—%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1	0	1	1	100.0%
ホテル、旅館	1	0	1	1	100.0%
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	9	0	3	3	33.3%
事務所	0	0	0	0	—%
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	1	0	0	0	0.0%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	0	0	0	0	—%
幼稚園、保育所	0	0	0	0	—%
博物館、美術館、図書館	0	0	0	0	—%
遊技場	0	0	0	0	—%
公衆浴場	0	0	0	0	—%
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	0	0	0	0	—%
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	0	0	0	0	—%
工場(危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く)	1	0	0	0	0.0%
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	0	0	0	0	—%
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	0	0	0	0	—%
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	3	0	0	0	0.0%
小計	43	0	14	14	32.6%
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	0	0	0	0	—%
小計	0	0	0	0	—%
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ多数の避難者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物	0	0	0	0	—%
小計	0	0	0	0	—%
合計	43	0	14	14	32.6%

単位(棟)

表 2-2-3 の特定建築物のうち、災害時に重要な機能を果たす4用途の建物（学校、病院、庁舎、市営住宅）については具体的な目標を設定します。

表2-2-4 特定建築物の耐震化の目標

建物用途	棟数	耐震化率(%) (平成18年1月)		耐震化率の目標(%) (平成27年度末)
学 校	19	21.1%		90
病 院	3	100.0%		100
庁 舎	3	0.0%		90
市営住宅	224	73.0%		90

(3) 市有施設

防災拠点等となる市有施設は22施設28棟で、そのうち耐震性能有りと確認されている建築物は6棟あり、耐震化率は21.4%となります。

表2-2-5 防災拠点等となる市有施設の現況
平成18年4月1日現在

区 分	施設数 (施設)	棟数 (棟)	耐震性 有り (棟)	耐震化 率 (%)	耐震化 実施中 (棟)	要 耐震化 (棟)	その他	
							耐震診断を 実施または 予定してい るもの (棟)	改築予定や 廃止(統合) 等あり方検 討中のもの (棟)
災害応急対策活動に必要な施設								
①指揮・情報伝達施設	3	3	0	0.0%	0	3	3	0
②医療救護施設	0	0	0	0.0%	0	0	0	0
③避難所指定施設	18	24	6	25.0%	0	18	18	0
④災害時要援護者が利用する施設	1	1	0	0.0%	0	1	1	0
⑤災害応急対策活動を支援する施設	0	0	0	0.0%	0	0	0	0
⑥多数の市民が利用する施設	0	0	0	0.0%	0	0	0	0
合 計	22	28	6	21.4%	0	22	22	0

防災拠点等となる市有施設のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の基準で設計された建築物で、耐震改修等が必要とされる施設は以下のとおりです。

ただし、現時点で改築予定の施設のほか、廃止(統合)等あり方検討中の施設は対象としていません。

なお、施設のあり方検討の結果など、今後の状況の変化に的確に対応するため、対象施設、完成予定時期等について、適宜必要な見直しを行います。

防災拠点等となる市有施設			22 施設
うち、耐震化の検討を要する施設 (昭和56年以前建築施設)			18 棟
内	改修不要の施設	改修済み(改修不要)	0 棟
		改修済み	0 棟
訳	現有施設の耐震化を図る施設 (耐震化計画対象施設)		18 棟
	改築予定又は廃止(統合)等あり方検討中		0 棟

[3] 公共建築物の耐震化の情報開示

本市内の学校、庁舎等の公共建築物の耐震化については、今後もその実態把握に努め、原則として公表することとします。公表は広報誌及びホームページ等を使って行います。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

概要

- [1] **耐震診断・改修に関わる基本的な取組方針**

建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び改修を行ないやすい環境の整備や負担軽減のための施策を講じていきます。
- [2] **耐震診断・改修の促進を図るための支援策**

本市では、総括的な建物の耐震化を目指し、建物の条件ごとに以下のような支援策を活用して地震時の災害予防に努めます。

 - ① 木造住宅耐震化促進事業
 - ② 耐震リフォーム支援事業
 - ③ 民間建築物耐震化支援事業
 - ④ 住宅耐震改修促進税制
- [3] **安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備**
 - ① ホームページや広報誌を活用した住民への情報提供
 - ② 相談窓口の設置及び相談を受ける職員の研修の実施等
- [4] **地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要**
 - ① 転倒の恐れのあるブロック塀の点検・改修指導の実施
 - ② 窓ガラスや外装タイル等の落下防止対策
 - ③ 家具等の転倒防止対策の普及・啓発
- [5] **地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項**

本市では、地域防災計画に基づき地震発生時に通行を確保すべき路線の沿道の特定建築物の耐震化を優先的に図ります。
- [6] **優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定**
 - ① 災害対策拠点となる庁舎、病院、学校及び体育館等
 - ② 耐震改修促進法の特定建築物
 - ③ 木造住宅
- [7] **重点的に耐震化すべき区域の設定**

重点的に耐震化する区域は、緊急輸送路、避難路又は避難所の沿道とします。

[1] 耐震診断・改修に関わる基本的な取組方針

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が自ら問題意識を持って取り組む必要があり、本市は、こうした所有者等を積極的に支援していくため、耐震診断及び改修を行ないやすい環境の整備や負担軽減のための制度の活用など、必要な施策を講じ、耐震改修実施の阻害要因となっている問題の解決を基本的な取組方針とします。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

本市では、徳島県をはじめ各関係団体との連携を図りながら、次の様な施策に取り組めます。

1. 耐震改修促進計画の見直し
 - －1 耐震化率の目標設定
 - －2 5年ごとに耐震化の進捗率の把握と目標値の更新を実施
2. 徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会の活用
 - －1 県内市町村、各関係団体との連携
 - －2 県内市町村、各関係団体への情報提供、技術支援等
3. 本計画において定められた耐震化率目標を踏まえた耐震改修等の実施
 - －1 市有建物の耐震診断・改修の計画的な実施
 - －2 民間建物の耐震診断・改修実施の支援
4. 相談体制の整備、情報提供の充実を図り、市民意識の向上を図る
 - －1 相談窓口の設置
 - －2 パンフレットの作成・配布、その他広報活動
 - －3 セミナー・講習会の実施
 - －4 ハザードマップの作成・配布
5. 地震時の総合的な安全対策
 - －1 転倒の恐れのあるブロック塀の転等防止対策の普及・啓発
 - －2 ガラスや外装タイル・天井材の落下防止対策の普及・啓発
 - －3 家具等の転倒防止対策の普及・啓発

(3) 重点的に耐震化すべき地域・建築物の考え方

1. 地域

阪神・淡路大震災では、老朽した木造住宅の密集する地域が大きな被害を受けていることから、耐震性の低い建物が密集する地域、特に地域防災計画に位置づけされている緊急輸送路、避難路又は避難地等の沿道について、重点的に耐震化を推進していく必要があります。

2. 建築物

本市が所有する公共施設の多くは、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たします。

このため、防災上重要な施設については、重点的に耐震化すべき建物であると考えることができます。

また、民間施設についても市有施設と同様に災害応急対策活動に必要な施設等については重点的に耐震化を行えるような指導・助言が必要です。

同時に、建物の不燃化を促進することも二次災害防止のために必要となります。

(4) 優先的に耐震化を図る公共建築物の選定方針

耐震改修促進法に定められた「特定建築物」については不特定多数の者が利用すること等、大きな影響を与えることから、官民を問わず建物の早急な耐震化を目指します。中でも「学校」「病院」「庁舎」については、被害の縮小や避難場所の確保、災害復旧の拠点機能確保の観点から具体的な耐震化の数値目標を定め、より迅速な建物の耐震化を目指します。

(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の選定方針

地震発生時に、広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保することに最優先で取り組むこととし、地域防災計画に基づく地震時に通行を確保すべき道路を選定します。これにより一定規模要件に該当する沿線の建物の耐震化を促進し、災害時にこれらの建物の倒壊等を防ぐことで、交通の寸断や情報通信の途絶を防ぎ、迅速な災害復旧の実現を目指します。

[2] 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

市民に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性についての普及啓発に積極的に取り組むとともに、総合的な建築物の耐震化を目指し、建物の条件ごとに以下のような支援策を活用しながら建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

表3-2-1 徳島県の耐震化支援策

①木造住宅耐震化促進事業 (H16～)		
耐震診断	対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年以前に建築された木造住宅 ・平屋または2階建て ・現在も居住しているもの ・併用住宅、共同住宅、長屋も含む
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・33,000円（戸建の場合） ・国、県、市が30,000円を負担
耐震改修	対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断で「倒壊又は大破壊の危険あり」と診断された住宅 ・一定水準以上の安全性を確保する改修工事
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事費の2/3を県と市が補助 ・県と市で最大60万円/戸
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な耐震改修工事が行われるよう耐震改修アドバイザーを派遣 ・派遣費用40,000円は国、県、市で全額負担
②耐震リフォーム支援事業 (H18～)		
簡易な耐震補強工事	対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年以前に建築された木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の戸建住宅 ・金融機関から融資を受け耐震化工事を含みリフォーム工事を行うもの
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・20万円を上限に借入利子相当額を県が補助
③民間建築物耐震化支援事業 (H20年度に施行を検討)		
耐震診断	対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を満たす共同住宅及び建築物
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者負担：診断費用の1/3 ・補助率：国1/3 県1/6 市1/6
耐震改修	対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を満たし、耐震診断の結果、耐震性が不足する建築物
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者負担：耐震改修工事費の約84.6% ・補助率：国1/3 県1/6 市1/6（耐震改修工事費の23.0%に対して）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路沿道建築物の場合に事業者負担の軽減あり
④住宅耐震改修促進税制 (H18～)		
所得税の特別控除制度	対 象	平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、自ら居住の用に供する昭和56年以前に旧耐震基準で建築された住宅の耐震改修（現行耐震基準に適合）を行った個人
	控除額	耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税から控除
固定資産税の減額措置	対 象	昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、平成18年から平成27年までの間に30万円以上の耐震改修（現行耐震基準に適合）を行った住宅
	控除額	固定資産税額（1戸当り120㎡相当分までに限る）を工事を完了した時期に応じ1～3年間、税額を1/2に減額

[3] 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 住民への情報提供

市役所のホームページや広報誌を活用し、東南海・南海地震発生の啓発、耐震診断・改修の進め方、支援制度の紹介等を広く告知し、住民の意識の向上を図ります。

(2) 相談窓口の設置

市役所において耐震相談を受けられる体制を整備し、また相談を受ける職員は研修等により知識の習得に努めます。

[4] 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

(1) 転倒の恐れのあるブロック塀対策

地震により老朽化した、若しくは基準に不適合なブロック塀が倒れると、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、被災者の避難や救助、消火活動に支障が生じる可能性があり、ブロック塀の倒壊防止対策は重要です。

徳島県では、死者ゼロを目指して策定された徳島県地震防災対策行動計画に、災害に強いまちづくりの促進としてブロック塀等対策を位置付けており、本市においても、地域防災計画に基づき、以下の対策を行なっていきます。

1. 道路沿いのブロック塀所有者又は管理者に対し、転等防止対策の普及・啓発を図っていきます。
2. 避難路、避難場所周辺のブロック塀については重点的に転等防止対策の普及・啓発を図っていきます。
3. ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報誌等を活用して啓発を行なっていくとともに、ブロック塀の構造、点検及び補強方法等について知識の普及を図っていきます。

(2) ガラスや外装タイルの落下防止対策

3階以上の建築物で道路に面した部分の地震時に落下の可能性のある窓ガラスや外装タイル等について、落下防止対策の普及・啓発を図っていきます。

(3) 家具等の転倒防止対策の普及・啓発

家屋内での安全性を確保する為、家具類の転倒防止対策や安全な家具の普及啓発を図っていきます。

[5] 地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項

(1) 地震発生時に通行を確保すべき道路

徳島県耐震改修促進計画では、耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく地震時に通行を確保すべき道路として、徳島県地域防災計画（平成18年版）において定められた「第1次輸送確保路線」が指定されており、迅速に復旧が図られることとなります。

表3-5-1 緊急輸送道

路線名		区 間
四国縦貫（徳島）自動車道	○	徳島IC～井川池田IC～三好市愛媛県境
国道318号	○	阿波市 香川県境～四国縦貫（徳島）自動車道土成IC
国道318号		四国縦貫（徳島）自動車道土成IC～徳島吉野線（阿波市）
鳴門池田線		阿波市～三好市
松茂吉野線		全線（松茂町～阿波市）
徳島吉野線		国道318号（阿波市）～宮川内牛島停車場線（阿波市）
宮川内牛島停車場線		徳島吉野線（阿波市）～国道192号（吉野川市鴨島町）

※ ○：県指定1次輸送確保路線

(2) 緊急輸送路の指定

地域防災計画に位置づけされている緊急輸送道路を指定する。

本市では、地域防災計画において地震発生時に通行を確保すべき路線を県指定の第一次・第二次路線及びそれに接続し防災上重要な建築物を結ぶ道路と定めており、沿道の特定建築物の耐震化を優先的に図ります。

なお、その沿道の特定建築物は表 2-2-3 のとおりです。

[6] 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき建物は、次のとおりとします。

1. 地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎及び医療活動の中心となる病院並びに避難所となる学校及び体育館等
2. 耐震改修促進法の特定建築物
3. 木造住宅

[7] 重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域は、地域防災計画に位置づけされている緊急輸送道路、避難路又は避難地等の沿道とします。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識普及に関する事項

概要

- [1] **地震ハザードマップの作成・公表**
住民の意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、ハザードマップを作成し地震の被害予想や危険地域、避難場所を把握しておく必要があります。また、これを公表・配布することで災害時の避難や救助活動が的確に行えます。
- [2] **相談体制の整備**
耐震改修・診断の住民の相談に対応する為、市役所内に相談窓口を設け、随時相談を受付けます。
- [3] **パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催**
ホームページや広報誌を用いて耐震診断・改修の啓発を行うとともに、市民の意識の更なる向上を目指し、今後啓発パンフレットの全戸配布等の周知活動を行います。
- [4] **リフォームにあわせた耐震改修の誘導策**
徳島県が実施している「耐震リフォーム支援事業」による耐震化工事を含む住宅のリフォームの補助の活用を促進する。
- [5] **家具の転倒防止の推進**
- [6] **自主防災組織、自治会等との連携に関する事項**

[1] 地震ハザードマップの作成・公表

住民の意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、ハザードマップを作成し地震の被害予想や危険地域、避難場所を把握しておきます。また、これを公表・配布することで災害時の避難や救助活動が的確に行えることとなります。

[2] 相談体制の整備

耐震改修・診断の住民の相談に対応する為、市役所内に相談窓口を設置し、随時相談を受付けます。また、(社)徳島県建築士事務所協会においても建築構造の専門スタッフによる相談会が定期的で開催されます。相談窓口では、耐震診断・改修やそれに伴う支援制度の紹介等が行われます。

[3] パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

ホームページや広報誌を用いて耐震診断・改修の啓発を行うとともに、市民の意識の更なる向上を目指し、今後以下のような周知活動を行います。

- 本計画書の概要版パンフレットの配布
- 啓発パンフレットの全戸配布
- 耐震診断・改修に関するホームページへのアクセス性を高める工夫(トップページのバナー等)
- 定期的なセミナー講習会の開催とその周知
- 寄り合い防災講座の開催

[4] リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

スクラップ&ビルドからストックマネイジメントへと社会情勢が変化している現在では、既存の建物をリフォームして再活用しようとする動きが活発です。その動きを的確に捉え、リフォーム時の建物の耐震化を促していく必要があります。

徳島県が実施している「耐震リフォーム支援事業」による、耐震化工事を含む住宅のリフォームへの補助の活用を指導・促進するとともに、住宅以外の防災上重要な建物についてもリフォーム時の耐震化を指導してまいります。

[5] 家具の転倒防止の推進

家具の転倒防止対策は建物の耐震化等に比べ低コストで簡単に行うことが可能です。固定金物や安全な家具の情報等を相談窓口やホームページで広報してまいります。

[6] 自主防災組織等との連携に関する事項

本市及び徳島県等から発信される耐震化の啓発に加え、地域の最小単位である自主防災組織や自治会ごとに住民の連携を深め、建物の耐震化を含めた防災活動や防災情報の共有を行うことで、より地域に根ざした対策が講じられることが重要と考え、本市では、自主防災組織の結成促進と活動の活性化を指導、支援してまいります。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

概 要

[1] 特定建築物の現状把握と対策

特定建築物の現状を把握し、その所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施を啓発してまいります。

[2] 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」への参加をはじめ、各関係団体との連携を深め、引続き積極的な建物の耐震化を推進していきます。

[3] その他

[1] 特定建築物の現状把握と対策

耐震改修法の特定建築物のうち、本市地域防災計画に基づく緊急輸送路、避難路及び避難地等の沿道に接するものについては、地震に対する安全性に係る建築基準法への適合等の現状把握に努めるとともに、その所有者等に対して耐震診断、耐震改修の実施を啓発してまいります。

[2] 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

徳島県では「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」を設置し、市町村及び(社)徳島県建築士会、(社)徳島県建築士事務所協会をはじめ、各関係団体との連携し、建物の耐震化を推進しております。

本市においても同協議会に参加し、関係団体との連携を深め、積極的に建物の耐震化を推進してまいります。

なお、協議会の具体的な事業は以下のとおりです。

1. 耐震化促進に関する施策の調整等に関すること
2. 耐震化促進に関する普及・啓発に関すること
3. 耐震化促進に係る県、市町村の相互支援の体制整備に関すること
4. 建築物耐震技術者の養成に関すること
5. 防災、衛生、教育等関連部局との連絡及び調整に関すること
6. 情報収集等に関すること
7. その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

[3] その他

本計画は、原則5年ごとに検証する。

耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定める。